

平成 19 年 3 月 30 日

株式会社パスコ

代表取締役社長 杉本陽一

特許関係訴訟における勝訴について

東京地方裁判所に係属中の下記 2 件の裁判につき、昨日判決があり、いずれも当社が勝訴いたしました。

記

1. 特許侵害差止請求権不存在確認請求事件
原告:株式会社パスコ(以下「パスコ」)
被告:丸石サイクル株式会社(現在の商号「ペタくん」)
注) 提訴当時の被告丸石デジタル(株)は、特許権を滋賀丸石自転車(株)に譲渡し、その後滋賀丸石が商号変更され現在に至っています。
2. 損害賠償請求事件、
原告:有限会社エン企画、西石垣見治
被告:パスコ
1. の裁判に関連して、発明者(特許権者)及び発明者から当初特許権を譲り受けた会社が、特許侵害を理由として特許保有期間中の損害の賠償請求訴訟を提起したものを。

以上

<判決に至る経過>

いずれの事件も、パスコの地図作成技術が特許権(特許の詳細は提訴当時の説明を参照)を侵害しているか、また、そもそも当該特許が有効であるかが争点でした。

今回の判決は、特許侵害の有無を判断するまでも無く、特許自体が進歩性に欠ける無効なものであるという理由で、特許侵害の不存在を確認し、損害賠償請求を棄却しました。

<今後の推移について>

各訴訟の相手方の控訴が無い場合、判決後 2 週間の経過により判決が確定します。

また、今回の判決理由は、別途特許庁に当社他 1 社が提起中の特許無効審判請求の判断にも事実上の影響を与えるものと推測されます。